

道銀セーフティケース規定

北海道銀行

1. (反社会的勢力との取引拒絶)

このセーフティケースは、第 16 条第 3 項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第 16 条第 3 項の一にでも該当する場合には、当行はこのセーフティケースの使用申込をお断りするものとします。

2. (セーフティケースの使用)

この保護預りでは、保管物は当行所定のセーフティケースに収納したうえ、当該セーフティケースを預けてください。

3. (保管物の範囲)

(1) セーフティケースには、次に掲げるものを収納することができます。

- ① 公社債権、株券その他の有価証券
- ② 預金通帳・証書、契約証書、権利証その他の重要書類
- ③ 貴金属、宝石その他の貴重品
- ④ 前各号に掲げるものに準ずるとみとめられるもの

(2) 当行は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をおことわりすることがあります。

(3) セーフティケースには、次に掲げるものを格納することができません。

- ① 現金その他マネー・ローンダリング、テロ資金供与、拡散金融および経済制裁関連法令等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの
- ② 危険物や変質、腐敗のおそれがある等、セーフティケースの通常の用法による保管に適さないもの

4. (利用目的の確認)

(1) セーフティケースの契約の締結または利用にあたっては、預け主は、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、拡散金融および経済制裁関連法令等の不正利用の防止の観点から、利用目的として格納物が第 3 条に定める範囲を逸脱していないことを、書面その他当行の定める方法で、申出を行うこととします。

(2) セーフティケースが、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、拡散金融および経済制裁関連法令等、不正利用されることを防ぐため、店舗内の定められた場所でのセーフティケースの開閉や利用時の行員立合い等の適切な方法でセーフティケースの利用状況を確認させていただきます。

5. (契約期間等)

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する 3 月末日までとし、契約期間満了日までに預け主または当行からの解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から 1 年間継

続されるものとし、継続後も同様とします。

6. (手数料)

- (1) この保護預りの年間手数料は、別に通知の料率により6ヵ月分を前払いするものとし、毎年4月および10月の当行所定の日に、預け主が指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ手数料に充当します。なお、当初契約期間の手数料は、契約時に契約日の属する月を1ヵ月としてその月から月割計算により支払ってください。
- (2) 手数料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の手数料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。
- (3) 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの手数料を月割計算により返戻します。

7. (鍵の保管)

セーフティケースに付属する鍵正副2個のうち、正鍵は預け主が保管し、副鍵は当行立会いのうえ預け主が届出の印章により封印し、当行が保管します。なお、正鍵は複製できません。

8. (セーフティケースの受渡し等)

- (1) セーフティケースに収納された保管物の出し入れを行う場合は、預け主または預け主があらかじめ届出た代理人が、当行所定の開扉票に届出の印章により記名押印して提出し、セーフティケースの受渡しの請求を行ってください。
- (2) セーフティケースの受渡しまたは保管の依頼をするときは、セーフティケースが施錠されていることを確認してください。
- (3) セーフティケースの開錠および施錠は、正鍵を使用して行ってください。
- (4) 保管物の出し入れは、当行所定の場所で行ってください。またセーフティケースは、その場所以外へは持出さないでください。

9. (届出事項の変更等)

- (1) 届出の印章を失ったとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当行に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。正鍵を失ったときもしくは毀損したときも同様とします。
- (2) 届出のあった名称、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

10. (成年後見人等の届け出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。預け主または代理人の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。

- (3) 既に補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様にお届けください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。
- (5) 前4項の届出の前に行われた取引の効果は本人に帰属するものとし、それによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

11. (印章、鍵の喪失時等の取扱い)

- (1) 印章または正鍵を失った場合のセーフティケースの受渡しは、当行所定の手続きをした後に行ってください。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります
- (2) 正鍵を失った場合または毀損した場合は、錠前等の取替えに要する費用を支払ってください。

12. (セーフティケース等の変更)

前条第2項の場合またはセーフティケース（錠前を含む）の毀損・不調等が生じた場合に、当行がセーフティケースまたはその錠前の変更を求めたときは、直ちにこれにに応じてください。

13. (印鑑照合等)

開扉票、諸届その他のセーフティケース取引に関する書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めてセーフティケースの受渡し、契約の解約、その他の取扱いをしましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。なお、使用される鍵について当行は確認する義務を負いません。

14. (損害の負担等)

- (1) 災害、事変その他の不可抗力の事由、または当行の責めによらない事由により、保管施設の故障等が発生したため、セーフティケースの受渡し、本契約の解約に直ちに應じられない場合であっても、このために生じた損害については当行は責任を負いません。
- (2) 前項の事由による保管物の紛失、滅失、毀損、変質等の損害についても当行は責任を負いません。
- (3) 預け主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または保管物の変質等により、当行または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。

15. (取引の制限等)

- (1) 当行は、預け主または代理人の情報及び具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預け主または代理人から正当な理由なく指定した期限までに回答頂けない場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預け主または代理人は、当行の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当行所定の方法により届出るものとし、当該預け主または代理人が当行に届出た在留期間が超過した場合、取引の一部を制限することができるものとし

す。

- (3) 前2項の各種確認や資料の提出の求めに対する預け主または代理人の回答、具体的な取引の内容、借主預け主の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、拡散金融および経済制裁関係法令への抵触のおそれがあると判断した場合には、本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (4) 1年以上利用のない場合は、取引の一部を制限する場合があります。
- (5) 前4項に定めるいずれの取引の制限についても、預け主または代理人からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、拡散金融および経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。

16. (解約等)

- (1) この契約は、預け主の申し出によりいつでも解約できます。この場合、正鍵および届出の印章を持参し、当行所定の手続をしたうえ保管物を引き取り、セーフティケースおよび正鍵は直ちに返却してください。なお、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第10条に準じて取扱います。
- (2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をとってください。第5条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。
 - ① 預け主が手数料を支払わないとき
 - ② 預け主について相続の開始があったとき
 - ③ 預け主もしくは代理人の責めに帰すべく事由または保管物の変質等により、当行もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
 - ④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき
 - ⑤ 預け主または代理人がこの規定に違反したとき
 - ⑥ 預け主名義人が存在しないことが明らかになったときまたは預け主名義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき
 - ⑦ 本邦または外国の法令・規則や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき
 - ⑧ 法令で定める本人確認等における確認事項や第4条に定める利用目的の申出内容、および第15条第1項で定める当行の求めに対する預け主または代理人からの各種回答や提出された資料が偽りである場合
 - ⑨ このセーフティケースがマネー・ローンダリング、テロ資金供与、拡散金融および経済制裁関連法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ⑩ 第15条第1項から第4項に定める取引等の制限に係る事象が1年以上に亘って解消されない場合
 - ⑪ 第5号から第9号の疑いがあるにも関わらず、正当な理由なく当行からの確認に応じない場合
- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預け主との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこのセーフティケースの利用を停止し、または預け主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をしたうえセーフティケースを返却してください。

なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

- ① 預け主がセーフティケース使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② 預け主または代理人が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」といいます）に該当し、または、次の各号のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③ 預け主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為
- (4) 前3項のセーフティケースの返却、正鍵の返却等の手続きが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から返却の日の属する月までの手数料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第6条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当行はこの不足額を明渡しの日第6条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。
- (5) 第1項から第3項によるセーフティケースの返却、正鍵の返却等の手続きが3ヵ月以上遅延したときは、当行は副鍵を使用してセーフティケースを開錠のうえ、保管物を別途管理しもしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当行は開錠・開封に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は預け主の負担とします。
- (6) 手数料、遅延損害金その他預け主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当行からの請求がありしだい支払ってください。

17. (保管物の一時引き取り等)

- (1) セーフティケースの保管施設の修繕または移転その他やむを得ない事由により、当行が保管物の一部引き取りを求めたときは、直ちにこれに応じてください。
- (2) 前項の事由が生じたときは、当行は預け主にあらかじめ通知することにより当行の本支店または当行が相当と認める第三者にセーフティケースの保管を委託することができるものとします。

18. (緊急措置)

法令の定めるところにより保管物の開示もしくは引き渡しを求められたとき、または店舗の火災、保管品の異変等緊急を要するときは、当行は副鍵を使用してセーフティケースを開錠し、その他臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害については当行は責任を負いません。

19. (譲渡、転貸等の禁止)

- (1) この契約による受渡し請求権等の預け主の権利は譲渡、転貸または質入れすることはできません。
- (2) 正鍵は、譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

20. (保証人)

保証人は、この契約から生ずるすべての債務について借主と連帯して履行の責めに任ずるものとします。この契約が継続された場合も同様とします。

21. (準拠法、裁判管轄)

- (1) この契約の準拠法は日本法とします。
- (2) この契約について訴訟の必要が生じた場合には、当行本店または取引店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

22. (規定の変更)

この規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭掲示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

以 上

(2026年4月1日改定)